

～家主・管理会社の方へ～

セーフティネット住宅あんしん保険料助成

所有・管理する賃貸住宅へ単身高齢者の方が入居することに不安を覚えていますか。

残存家財の整理費用や原状回復費用、逸失家賃をカバーする入居者死亡保険（少額短期保険）や火災保険の特約を活用することで、入居者死亡時に生じるリスクに備えることができます。

区は、セーフティネット住宅を所有・管理する家主の方や管理会社が、こうした保険に加入した際の保険料を助成します。

対象となる方

区内のセーフティネット住宅に60歳以上の単身高齢者を居住させ、入居者死亡保険料等を支払う家主または管理会社

セーフティネット住宅とは、高齢者や低額所得者、障害者、子育て世帯等民間賃貸住宅への入居が困難な方々（「住宅確保要配慮者」といいます）の入居を拒まない住宅として登録された住宅です。国土交通省の管理する専用WEBサイトに掲載されるほか、登録の種類によって補助があります。

【登録に関するお問い合わせ】

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 03 (5989) 1791



(区内セーフティネット住宅)

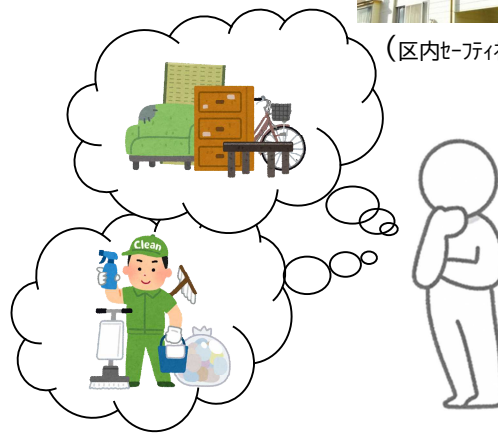
助成金額

保険料実費（1住戸あたり年額上限6,000円）

対象となる保険

2021年4月1日以降に締結した、入居者の死亡により次のいずれかを補償する保険

- *残存家財の整理費用
- *原状回復費用
- *空き家となったことによる逸失家賃



申請について

助成申請は、加入している保険の契約期間の満了後となります。申請をお考えの方は、事前に下記担当までお問い合わせください。

必要書類等

- ①賃貸借契約書の写し
- ②保険契約書の写し
- ③保険料を支払った証明書（領収書等）
- ④セーフティネット住宅の登録通知書の写し
- ⑤印鑑（朱肉を使うもの。シャリク不可）
- ⑥振込口座通帳等（銀行名・名義人※・口座番号等がわかるもの）
※保険料を支払った方の名義
- ⑦被保険者が60歳以上の単身高齢者であり入居期間がわかる書類（住民票等）

問い合わせ先：
中野区都市基盤部住宅課
【区役所9階4番】
TEL：03（3228）5581
FAX：03（3228）5669

